参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年11月18日

大阪空港事務所長　真面　昭一

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１．当該招請の主旨

本作業は、空港面探知レーダー装置の構成の一部である、乾燥空気充填装置の気密不良の原因となっている空気漏れ箇所の診断・修繕を行う必要があることから、下記の応募要件を満たし、本作業の実施を希望する者の有無を確認する目的で参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本作業に必要な要件を有している法人等（以下「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札へ移行する。

２．業務概要

⑴　業 務 名　　大阪ＡＳＤＥ乾燥空気充填装置気密不良修繕作業

⑵　業務内容　　大阪ＡＳＤＥ装置の気密不良箇所の診断・修理を行う作業である。

⑶　履行期間　　契約締結日の翌平日　～　令和９年３月１９日まで

３．業務目的

本作業は、大阪ＡＳＤＥ－１４Ｘ型装置の装置構成の一部である、乾燥空気充填装置の気密不良の原因となっている空気漏れ箇所の特定し、修繕を行うことにより、当該装置が所要の性能を発揮し、正常に動作することを目的とする。

４．応募要件

⑴　基本的要件

①　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しないものであること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

②　予決令第７１条の規定に該当しない者であること。

③　大阪航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和５９年６月２８日付 空経第３８６号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

④　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）の規定（第３章第４節を除く。）又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から５年を経過しない者でないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了

している者を除く。）。

⑤　労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（参加意思確認書類提出時において、直近２年間の保険料の未納がないこと。）。

⑥　参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）親会社と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

⑦　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　本作業に必要となる技術等に関する要件

本作業をするために必要な、当該装置の製造者が保有する知的財産権及び技術情報の利用ついて許諾を受けることができること。詳細は公募説明書による。

⑶　業務執行体制に関する要件

①　契約から完了までの工程及び工程管理体制を明示できること。

②　実施体制（人員構成、責任者及びその資格、品質管理体制）を明示できること。

５．手続等

⑴　担当部局

〒560-0036　大阪府豊中市蛍池西町３丁目３７１番地

国土交通省　大阪航空局　大阪空港事務所　総務部　会計課

(TEL)06-6843-1036　　(Mail) cab-rjoo-kaikeika@ki.mlit.go.jp

⑵　説明書の交付期間及び方法

令和8年11月18日　から　令和8年12月2日　まで　（１）に同じ。

⑶　参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和8年12月3日　17時00分まで　（１）に同じ。

原則として電子メールにより提出すること。

６．その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　関連情報を入手するための照会窓口　５（１）に同じ。

⑶　令和０７・０８・０９年度国土交通省（全省庁統一資格）における「役務の提供等」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も５⑶により参加意思確認書を提出することができるが、一般競争入札に移行した後、入札参加を希望する場合には開札時までには公告等級に適合した資格等級の格付けがなされていなければならない。

⑷　詳細は説明書による。